

広島県告示第二百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	ひろぎんクレ ジットサービ ス株式会社		
住所又は事務所 の所在地	広島市中区紙屋 町一丁目三番八 号		
指定をした日	令和八年三月 三日		
納付事務に係る歳 入等の内容	広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターの設置及び 管理条例（昭和五 十三年広島県条例 第一号）第九条第 一項に掲げる手数 料	広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターにおける補 装具及び日常生活 用具制作・修理費 用並びに主治医意 見書料及び意見書 作成に係る診察・ 検査費用	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
	令和八年四月一日 から令和九年三月 三十一日まで		